

均等・両立推進企業表彰



ファミリー・フレンドリー企業部門 東京労働局長優良賞

住友生命保険相互会社

所在地:中央区、業種:金融業, 保険業、従業員数:約 42,400 人

<ポイント>

経営課題として両立支援を経営計画に盛り込みワーク・ライフ・バランス実現 ダイバーシティ推進チーム設置で法を大きく上回る制度整備、利用実績増加中

1 育児・介護休業制度について

- ◇ 育児休業は子が3歳まで取得可能。最初の1ヶ月間は有給。一旦復職後も、1ヶ月以上就業が困難と認めた場合は、再度、子が3歳まで休業取得が可能。
- ◇ 育児による短時間勤務、所定外労働の免除は、子が小学校を卒業する月末まで利用可能。利用実績多数。
- ◇ 介護休業、介護短時間勤務、及び所定外労働の免除は、通算1年の利用可能。
- ◇ 介護時間制度を設け、通算93日まで短時間勤務が可能。
- ◇ 育児または介護事由で1ヶ月に3日を限度とする両立支援休暇が取得可能。
- ◇ 看護休暇、介護休暇は年10日まで利用可能。
- ◇ ファミリー・サポート転勤制度で家庭の事情に応じた転居先に勤務できるよう配慮。

2 制度等の利用状況

- ◇ 男性の育児休業取得者は近年2桁。管理職、期間雇用者とも取得実績あり。
- ◇ 介護短時間勤務は、これまで男性3名が利用。女性は毎年50人規模の利用あり。

3 職場環境の整備

- ◇ 男性の育児休業取得推進のため、10ヶ月以内に子が生まれた社員及び所属長あて「育休案内」メールを発信。人事室長から所属長あて電話にて取得勧奨を実施。
- ◇ 一定の経験を積んだ全国転勤の総合職に子の育児・教育事情が解消後、原則として総合職への再度の職種変更を行うことを条件として業務職(転居を伴う転勤無)への変更を認める。
- ◇ 時間外労働縮減の指標化や20時退館による労働時間削減への取組や、管理職向けのワーク・ライフ・バランスをテーマとした講演会の実施等により全社的にワーク・ライフ・バランスを推進。

4 両立支援に関するその他の取組

- ◇ 次世代育成支援対策推進法に基づく認定マーク(くるみん)を平成19年、21年、24年に取得。